

## 第 33 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 2 年 6 月 17 日（水）10:00～11:45

場所 WEB 会議による開催

出席者 （1）構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、  
西村 真由美 構成員 （以上、7 名）

（2）オブザーバー

株式会社 NTT ドコモ 榎原 啓治 経営企画部 企画調整室長  
田畑 智也 経営企画部 料金制度室長  
KDDI 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長  
渡邊 昭裕 相互接続部 a u 企画調整グループリーダー  
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長  
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長  
一般社団法人テレコムサービス協会  
佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会 主査  
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会 副主査

（3）総務省

竹村電気通信事業部長、山崎事業政策課長、大村料金サービス課長、  
佐伯事業政策課調査官、中村料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課課長補佐

### ■議事概要 （※非公開会合）

- モバイル接続料に係る事業者ヒアリング
  - ・ NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク及びテレコムサービス協会から、それぞれ資料 33-2 から資料 33-5 について説明が行われた後、質疑が行われた。

※ ヒアリングの内容は、公開することによりヒアリング対象者の正当な利益を害するおそれがあると判断されることから、本会合は全て非公開にて実施しました。また、議事概要は非公開とすることが適当と認められる部分を除き、公開します。

## ■議事模様

(事務局より資料 33-1 に基づき本日のヒアリングについて説明)

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、各社ヒアリングを開始したいと思います。最初に、株式会社NTTドコモ様からヒアリングを行います。

それでは、株式会社NTTドコモ様より御説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

(ヒアリング対象者参加)

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。それでは、早速、資料に基づいて説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、今回はこの3点です。将来原価方式における予測値の算定方法、それから4G・5G一体接続料の適正性、3点目として原価の適正性向上(精緻化)という、以上3点を説明したいと思います。

資料をおめくりいただきまして、予測値の基本的な考え方になります。予測値については、事業者の判断に委ねることが適当とされた中、ドコモとしましては、可能な限り予測と実績の乖離が小さくなるよう推計に努めてきたところでございます。予測方法としましては、見込みを用いるものと過去トレンドの考え方を採用しております。

下図を御覧ください。見込みを用いるものとしては、社内的な見込みが既に存在しております。過去トレンドによる予測が困難なものに採用してございます。また、過去トレンドのほうでございしますが、社内的な見込みがないものに採用しております。変化の激しいモバイル市場におきましては、より直近実績を反映する一般的な統計手法を利用して予測してございます。上記予測方法は過年度の実績を用いて、乖離が小さくなることを検証済みでございまして、具体的には今回、17から19年度実績より20年度から22年度の予測接続料を算定してございしますが、検証として15から17年度実績を用いてトレンドで予測した18年度予測、及びそれと18年度実績を比較することで、乖離が大きくないことを既に検証済みでございまして、

おめくりいただきまして、設備管理運営費の予測結果でございます。

おめくりいただきまして、次、正味固定資産の予測結果でございます。

おめくりいただきまして、需要の予測結果となります。

続きまして資料6 ページ目、将来予測の適正性の検証についてでございます。予測方法の適正性は、実績との比較により検証が可能になるものと考えてございます。そのため、適正性の検証は20年度の実績が判明する21年度の実施が適当であると考えておりまして、当社において乖離理由を検証し、必要に応じ予測方法の見直しに取り組みたいと考えてございます。

下の図でございますけれども、20年度中は実績が判明しておらず、予測精度向上に資する検証とはならないと思っておりますので、21年度において、実績との乖離を検証の方法というところを書いてございますが、予測と実績の比較、主な乖離の特定、乖離の分析等を実施しまして、22年度からそれらを反映して、乖離理由を踏まえた見直しにより、より精度の高い予測を行いたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、4G・5G一体接続料の適正性についてです。

次の資料でございますが、導入当初においては、5GはNSA（ノンスタンドアローン）方式であり、一体的な設備になってございますので、4Gと5G区別なく利用されてございます。NSA方式においては基地局等の共用設備が大宗を占め、5G単体の投資は限定的でございます。したがって、4G・5Gを一体的に算定した場合の接続料影響は大きくないと想定されます。また、4G単体の接続料を設定することで、5Gへの移行が進まなくなるというおそれもございます。5G導入当初や普及期における接続料水準が大幅に変動し、後年において4G接続料が上昇に転じる懸念があり、MVNOさんによる「いいとこ取り」というところが生じるといったおそれもあることから、4G・5Gは引き続き一体による算定とすることが適当ではないかと考えてございます。

おめくりいただきまして、4G・5G単独接続料の推計でございます。

続きまして、原価の適正性向上（精緻化）についてでございます。

次の資料をおめくりいただきましてステップごとの算定方法について説明いたします。

続きまして、算定方法における統一ルールでございますが、MNO3社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、資産や費用の構成も異なっております。仮に費用控除等に統一ルールを導入した場合、各社の戦略・方針に基づくコストが接続料原価に適切に反映されず、コスト回収漏れ等の問題が生じるおそれがあるため、統一ルールを導入する必要

性や目的、範囲・項目について慎重な議論が必要ではないかと考えてございます。

下図を御覧ください。MNO 3社の費用構成比を比較したものでございますが、例えば a u さんにおいては、通信設備使用料の比率がドコモ、ソフトバンクに比べてかなり高いという状況が見て取れると思います。また、ソフトバンクさんを見れば、通信設備使用料の比率が、ドコモ、a u に比べて相対的に少なく、減価償却費率の比率が比較的高いということが見て取れると思います。このようにMNO 3社において、かなり費用構成に差があるのが分かるかと思えます。

資料説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。ただいまの御発表につきまして、御質問のある場合には、御発言またはチャット機能でお知らせいただきたいと思えます。前回のよに五十音順等ではありませんので、まず、御質問のある方からお願いいたします。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。高橋構成員、お願いいたします。

**【高橋構成員】** 高橋です。よろしくお願いいたします。

資料の12ページですけれども、算定方法における統一ルールということで、ドコモさんは、基本的には統一ルールの導入には反対という立場だと考えてよろしいですか。

**【NTTドコモ】** ドコモでございます。反対というよりも、このように各社の資産や費用の構成が異なっていることは明らかでございますので、一律に導入するというよりも、しっかり慎重な議論・検討が必要ではないかと考えます。この資料に書いてあるとおりでございますが、乱暴にこうすべきだとか、拙速に決めるべきではないのではないかとこの意見でございます。

よろしくお願いいたします。

**【高橋構成員】** ありがとうございました。分かりました。

**【辻座長】** そのほか、ございませんか。佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** 今、統一ルールは必要じゃないとの発言について、ドコモでは統一ルールはどういうふうを考えているのかを確認したいと思えます。例えば資料にあるように、各社で費用構成が異なるというのは理解できます。私からすると、費用構成を同じにしろと言っているのではなく、費用構成が違う場合も合理的に説明ができればよろしいと思っています。そういう意味では、こういう費目は接続に入れるべきだとか、入れないべきだとか幾つかの点を定めるのは、ドコモの考える統一ルールではないと考えられます。ある

いは話を聞いていると費用構成を同じにすることを統一ルールと言っているように思えるのですが、ドコモとしての見解として、統一ルールとは何を意味しているのか改めて説明を伺いたいと思います。

【NTTドコモ】 ドコモでございます。統一ルールについてもまだ具体的なイメージができていないと正直思っております、今回の件については、リード文の2行目に書かせていただきましたが、費用控除において統一ルールが導入されると、各社の資産や費用の構成も異なるなか影響があると考えておりましたが、先生がおっしゃるように、どのような統一ルールをどういう範囲で導入することが適切かといった具体的な議論を重ねていければと考えております。よろしく願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。そういう意味では多分、全く違ったことを言っているのではなくて、きちんと違いが何かを把握して、何を入れるべき、入れないべきも含めて、基本的なことを確認していくということだと思いますので、了解しました。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問はございませんか。

【相田座長代理】 関口先生が発言を希望されているようです。

【辻座長】 関口委員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。プレゼンテーション、どうもありがとうございます。した。

11ページのステップ1、ステップ2、ステップ3という手順と、それからその考え方についてお示しいただいたわけですけれども、現状では配賦の手続についての公開資料というのは、配賦整理書というステップ1のみが公開されていて、モバイル3社さんともステップ2、ステップ3については配賦のルール、基準等が全く提示されていない状況です。その意味で言うと、手続の透明化を図るという点では、ステップ1に準ずるようなステップ2、ステップ3の配賦ルールについても御提示いただくような制度見直しが必要だと思います。

個人的な見解になるかもしれませんが、統一化といったときの考え方は先ほど佐藤構成員からも御指摘がございましたけれども、大枠の考え方を3社で合わせていって、必要な資料は同じように出していくというような、歩調を合わせる中で整合性を高めていくことが望ましいように思われます。ベータ算定のときにも、結果としての数値は問わずに算定式の統一化を図るという形で、それまでの各社別々の算定式に整合化を図って1つにしていくという努力があったわけですが、そのような試みが、今回、将来原価の算定の中で生

かされない、生かす必要がないと御主張されるということでしょうか。

【NTTドコモ】 今回、将来原価方式で初めて算定いたしました、統一ルールが不要であるという主張ではございませんで、例えば費用控除率について、一律に決めてしまって3社共通的にまとめて適用するといった方法は乱暴ではないかということで、先生がおっしゃるように統一すべきところ、問題があるところについて、それを議論の上で合わせていく努力をしていくことは理解しておりますし、そういった議論から始めさせていただければと思っているところでございます。

【関口構成員】 丁寧に御回答いただきまして、どうもありがとうございました。

私からは以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。時間になりましたので、追加質問につきましては、また別途御回答いただいたらありがたいと思います。

それでは、次の対象者のヒアリングに移りたいと思います。株式会社NTTドコモ様、どうもありがとうございました。

【NTTドコモ】 どうもありがとうございました。

【辻座長】 それでは、構成員の皆さんには、事業者の入替えを行いますのでしばらくお待ちください。

(ヒアリング対象者入れ替え)

【辻座長】 KDDI様、よろしいでしょうか。

それでは、KDDI株式会社様より御説明をお願いいたします。

【KDDI】 KDDIでございます。よろしくをお願いいたします。資料33-3にしたがって御質問事項についてお答えしたいと思います。

1スライド目でございます。まず大きな1つ目として、予測値の算定方法の適正性向上で、(1)、(2)、見込みの適切な反映と過去実績値からの推計についてということかと思っております。①番の御質問は、予測対象年度における見込みについて、具体的にどのように反映しているかという御質問かと思っております。

続きまして、2スライド目でございます。②番、⑤番と併せて回答させていただきます。御質問としては、各二種指定事業者において見込みが確実に反映されるような何かしらの措置を講ずること、または二種指定事業者間でお互いの算定方法に一定の認識合わせをするということについて、ということだと思っております。

回答といたしましては、各二種指定事業者において、予測対象年度における見込みの策

定状況やデータの粒度、データの取得可否などについていろいろ違いがあるだろうということを感じているところ。また、どういった内容について、どのように予測しているかという点においては、各事業者の事業戦略に関わるものになってきますので、なかなか容易に確認し合えるものではないだろうというところ。踏まえてその反映方法を共通化するという措置についても、なかなか難しいのではないかと感じているところでございます。

3ポツ目につきましては、将来原価方式の検証に関する我々の基本的な考え方になりますが、これは何度も出てきますけれども、御容赦いただきたいと思います。内容としては、現時点において将来原価方式は導入したばかりというところで、初年度の実績はまだ出ていませんという状況です。そのような中ですので、御質問にあるような新たなルールのこういったものの必要性については、初回の結果をもって検証していただいて、問題がある場合には検討ではないかと考えているということです。

続きまして、3スライド目でございます。③、④を併せて御回答を差し上げます。内容としましては、恣意性の排除、客観性確保のために基礎的な情報を提出することについてどうかという話。また、実際の算定方式等の具体的な推計方法について御提示することについてはどうかという内容かと思っております。

回答といたしましては、それぞれの項目について具体的なデータは、粒度はどうあったとしても現状公開してないところであって、全て保護されるべき事業運営に直結する情報だと我々考えておりますので、なかなかお出しできない、原則として提出できないと考えております。また、予測値に関する算定根拠というのは総務省様に提出、届出しておりますので、今後実績値との乖離があった場合、我々は事前届出か算定根拠において説明する必要がございますので、恣意性の排除とか客観性の確保を考慮せずに算定するというインセンティブはないと考えております。3ポツ目は前項と一緒にございます。御質問のような新たなルールを検証するのであれば、まず初回の検討、結果をもってということ考えているところでございます。

続きまして、4スライド目でございます。(3)として、利潤における予測値の算定対象ということで、レートベースを構成する「投資その他資産」、「貯蔵品」についても予測の対象にしてはというお話かと思えます。

回答としては、これらの項目ですけれども、当該年度における事業活動の状況が大きく変動する可能性がございますので、なかなか予測が難しいと考えておりますし、レートベースに占める割合もそんなに大きくないところもありますので、一種指定と同様に算定対

象から外してもいいのではないかと考えています。なお書き以降は前項と一緒にということでございます。

続いて、5スライド目でございます。予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示です。質問①、②、併せて御回答いたします。御質問としては、なぜ総務省様に提出している算定方法のままMVNOに開示しないのかという内容、開示内容についてさらに具体化することについてどうかということかと思えます。

続きまして、スライド6です。実績が予測を上回った場合の措置ということで、例えば分割払いのようなことができないのかといった御質問かと思えます。

回答といたしましては、負担の軽減措置について検討できる可能性はあるのかと思っておりますけれども、支払いの猶予等を認める場合には、一般的には何らかの債権保全措置が取られるものだろうと考えておりますので、そういったものの在り方も併せて検討いただくということかと思っております。例えば新規の接続ですと、一定期間の支払いの予測額を先に納めていただくといった措置を取っているところでございます。また、MVNOの取引規模によっては、MNO側の経営にも影響を与える可能性があるということで、これは何を言っているかという、例えば、新規事業者の方々がMVNOへの依存度が高いと、これによって経営にかなり大きなインパクトがある可能性がある。こういったものも考慮すべきではないかということで、原則化には慎重な検討が必要ではと書かせていただいております。

続いて、7スライド目でございます。コロナ禍のような想定し得ない事態があった場合に、特例措置を設けてはというところでございます。

続いて、8スライド目でございます。大きな2番で、5G接続料の適正性向上ということで、まず、引き続き4G・5Gを一体的に接続料設定することについて、MVNOに対してどう説明しているかというところでございます。

続いて、9スライド目でございます。大きな3番、原価の適正性向上ということで、全体事項の①として、各項目の控除率について3社から聴取して、さらに検証を進める形でどうかということかと思えます。

回答といたしましては、検討を進めるにしても、複数事業者が設備競争やサービス競争を行っておりますので、こういった中においては、過去の実績値であったとしても、経営ノウハウに当たるところがありますので、原則として提供はできないだろうと考えています。また、各社でネットワークの構築方法、保守の方法の考え方が違いますし、経理の処

理状況が違うところも考慮が必要ではないかと考えております。

続いて、10スライド目でございます。②としまして、各項目の算定プロセスを可能な限り具体的にということでございます。

回答といたしましては、現在、ガイドラインにおいて「原価算定の3ステップ・プロセス」というものが決まっておりますので、それに従って算定しているところでございまして、内容としては、前回、総務省さんでお示しいただいたこちらの図のとおりになろうかと思っております。現在御説明できる内容としてはこのレベルと考えております。

続きまして、11スライド目でございます。③で、費用控除の方法について、統一ルールとして具体化してはどうかというお話でございます。

回答といたしましては、各社における事業構造やネットワーク構成、経理の状況、または取得可能データの範囲等が異なるので、統一のルール化はなかなか難しいだろうと考えているところでございます。2つ目のポツですけれども、我々の実績原価算定部分に新たな規制を入れようかというお話に対する基本的な考え方ですけれども、我々としては、算定方法の考え方はもう既に現行のガイドラインで定められていて、各社がそれに沿って適切に算定しているものと考えております。その前提で、水準についてもそれほど大きな差がないところを踏まえると、これ以上の規制は不要なのではないかと我々は考えているところでございます。

続きまして、12スライド目でございます。ステップ2、3について、抽出方法、配賦の基準について算定根拠を提出してはどうかというところ です。

続いて、13スライド目でございます。(1)で施設保全費、減価償却費、通信設備使用料についての御質問ということです。

続いて、14スライド目でございますけれども、通信設備使用料に何が入っていますかという御質問です。

15スライド目、試験研究費について、昨年6月7日の提出と何か変化があるかという御質問でした。

16スライド目でございます。試験研究費について、原価に含まれるものと含まれないものについて具体的にという御質問でした。

最後、17スライド目でございますけれども、MVNOにとって便益が生じない研究費を計上してないかという御質問です。

以上、資料の御説明になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御発表につきまして、御質問をお願いしたいと思います。御発言またはチャットでお知らせいただきますとありがたいと思います。どなたからでも、よろしくお願いいたします。

それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。それでは、質問させていただきます。

まずは考え方の整理ですけれども、KDD I 資料の2ページで、結果が、例えば1年したら出ます、結果が出てからが検証するタイミングではないですかという考え方だったと思います。その確認です。私は結果を見て検証できることもあれば、今こうやって予測や何か考え方を示していただいた段階で、今日の質問もそうですけれども、この費用はどういうふうに分けられていますかとか、このステップでどれだけ除いていますかということの議論の段階で、既に検証は始まっていると思っています。だから、検証というのは結果だけでなく、そのプロセスなり算定方法なり理解を深めるところから始まって当然だと思っています。KDD I として、私のそういう考え方は違いますよという異なった見解があれば、改めてまた御意見を伺いたいと思います。以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 資料の7ページ目に関しまして、新たに接続料を算定、予測し直せとかいうのは大変だと思うんですけれども、これは事業者さんの間でもって、今年前半はひどかったけれども、後半は持ち直しそうだねとか、持っている何とかにお金がかかってねとか、何かそのような情報交換をするような場というのはあるのでしょうか。

【KDD I】 KDD I でございます。情報交換というのは、MVNOさんとの情報交換ということでしょうか。

【相田座長代理】 そうですね。主にそういうことになるかと思えますけれども、もちろんMNOさんの間でというのも否定するものではありません。

【KDD I】 前半と後半でMVNOさんと決めたスケジュールで情報交換するという場は特設設けておりませんが、MVNOさんとは、回線容量を増減したり、いろいろなサービスが開始したときの御説明や質問等を受けているということで、常に窓口は開かれているような状態でございます。その辺はMVNOさんと密に情報連携をさせていただいておりますので、現状のようなコロナ禍の影響が具体的にどうなっていくのかというのは、そういった開かれた窓口の場で意見交換ができるかと思っております。

【相田座長代理】 それはKDDIさんとMVNOさん複数社が一堂に集まってという感じなのでしょうか、それとも一対一という感じなのでしょうか。

【KDDI】 基本的にはMVNOさん個別、一対一の窓口でございます。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 ありがとうございます。大変基本的な質問になるのですが、今回のプレゼンのスライドの中で、1ページ、5ページ、7ページとか、全部で10スライドが赤枠の、対外的には秘密というような扱いになっているかと思えます。10スライドのうち13ページと14ページについては数値が入っていますので、対外的に出さないというのは納得できるのですが、それ以外の8枚のスライドについてはお考えを表明されているような表現になっているので、この辺りを秘密にしておくというのは、どういうお考えからこういう赤枠つきになっているのかという、大変基本的で申し訳ないのですが、その辺のお考えを少し聞かせていただければと思っています。

忌憚のない意見交換は大事だと思う一方で、対外的にも発言していただければ大変助かると思って御質問させていただきました。どうもありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

【KDDI】 1点目の佐藤先生の御質問の件、よろしいでしょうか。

我々の御説明として、こういったものを考えるのであれば、まずは初回の結果をもってと書いていることについて御質問いただいているところで、もう既にできるもの、できないものもあるだろうという御質問だったかと思えます。

その件についてですけれども、おっしゃるとおりだと思っていて、こういった御質問を頂く部分についてはお答えしていくことは必要だろうと思うのですが、新たなルールのようなものを入れるべきかどうかといったような内容については、まずは結果をもって考えるべきなのではないかということでございます。そのため、我々はこの文章を入れているところ、入れていないところがありますが、入れているところは、新たなルールを入れてはどうかということで提議されているところがございましたので、そこについてはもう少し待ってはどうかと考えを書かせていただいているところでございます。以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。佐藤構成員、それでよろしいでしょうか。

【佐藤構成員】 それについて何かまた考えるところがあれば、追加の質問ということで送らせていただきます。ありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、KDDI様への質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

【KDDI】 どうもありがとうございました。

【辻座長】 それでは、次の事業者の方の入替えがありますので、少しお待ちください。

【KDDI】 それでは、失礼いたします。

【辻座長】 ありがとうございました。

(ヒアリング対象者入れ替え)

【辻座長】 それでは、ソフトバンク様、よろしく願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

めくっていただきまして2ページ目です。まず設問ですが、予測対象年度における見込みを具体的にどのように反映したのか説明を書いているのと、見込みを反映していない区分があれば、反映していない理由ということです。

次に、3ページ目になります。まず②ですが、全ての区分について、見込みが確実に反映されるよう、何らか措置を講じるということですが、予測の方法や考え方は各社ごとに異なるので、一律に決めるべきではないというのが我々の基本的なスタンスです。1月に改定されたガイドラインの具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているという規定もされておりますし、現時点におきましてもまだ検証もできていない状況でございますので、今々の時点で議論するのは時期尚早ではないかと考えております。複数年度の実績が出た上で、予測と乖離の要因分析を行った上で改めて検討すべきと考えております。

③です。恣意性の排除、客観性確保のために、基礎的な情報の提出に関してということと、ほかに検討すべき取組があればということでございます。

御回答ですが、精算接続料により最終精算がされますので、我々が恣意的に設定するようなインセンティブは基本的にありません。2番目のポチ、予測値に関しては疑問等がございましたら都度確認の上、可能な限り御説明させていただきますということですが、設備投資の具体的な情報等は経営情報に当たりますので、外部に公開していない情報でございますので、そちらの算定根拠の提出は控えさせていただきたいと考えております。なお、予測値と実績に大きな乖離が生じた場合においては、当社においても必要に応じて見直し

をさせていただく所存でございます。

4 ページ目になります。④で、実際の算定式等の具体的な推計方法の提供開始ということでございます。

⑤になります。二種指定事業者間でお互いの予測値の算定方法を一定程度確認し合うことについてでございます。

5 ページ目になります。利潤です。「投資その他資産」及び「貯蔵品」についても、予測値算定の対象に追加することについてです。

こちらに関しましては、一種指定制度におきましても、正味固定資産価額のみを予測値の算定対象としているという認識でございますので、二種指定制度のみこれら「投資その他資産」及び「貯蔵品」を対象とすることは、規制上のバランスを欠くのではないかとということで、基本的には反対のスタンスです。なお、仮に予測の対象としたとしても、その影響自体は軽微と考えております。

(4) です。①と②、MVNOへの提出予測値の件です。差分がある場合と、あと開示内容をさらに具体化するということでございます。

6 ページになります。(5) の①です。精算接続料が予測接続料を上回った場合のMVNOさんの軽減措置についてです。

②です。新型コロナ禍における予測接続料に与える影響、また、予測接続料が大きく変わってしまうことに関しての予見性確保のための特例措置に関してです。

続いて、2番の4G・5G一体接続料の件です。

7 ページになります。①です。控除率について、3社からさらに実態を把握し、検証を進めることについてです。当社算定のプロセスは可能な範囲で御説明いたします。ただ、各社ネットワーク構成等にかなり相違があると想定していますので、単純に3社を並べて控除率で大きく差があるというものではないと考えています。

②になります。データ伝送役務に係る費用から、接続料原価対象費用に抽出するまでの算定プロセスの件です。

8 ページになります。費用控除の方法をある程度統一化することです。こちらに関しましては現時点でもガイドライン等で配賦基準や控除する費用が例示されています。画一的にルールを適用するとなると、各社の事情が適切に反映されない可能性も一方はあるので、統一ルールまでは現実には不要と考えています。

それから、ステップ2、3につきまして、接続料算定根拠としての提出の件です。こちら

らも2番目のポツになりますが、ステップ2、3ともに直課できるものは直課し、明確に分計することが困難なものは、接続会計規則に基づいて配賦しているということですので、こちらも提出までは不要と考えています。

最後、10ページの試験研究費に関してですけれども、まず①、昨年6月7付提出の内容と変更はございません。

御説明は以上になります。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、構成員の皆さんには、これまでと同じようにまた御質問、御意見がございましたら、御発言ないしチャットでお願いいたします。どなたからでも結構です。ございませんか。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

**【関口構成員】** 関口でございます。どうもプレゼンテーションありがとうございました。

8枚目の原価の適正性向上ですけれども、④についてガイドライン準拠だということの御説明を頂戴したのですが、ガイドラインそのものが雑過ぎるという認識はございませんか。具体的にステップ1については配賦整理書を提出いただいておりますが、ステップ2、ステップ3については提出を求めているということで、各社の判断に委ねるということになっていると。そのようにお書きいただいているわけですが、ここはせめてステップ2、ステップ3の状況についても公表するようなガイドラインは必要だと考えていただけますか。よろしく申し上げます。

**【ソフトバンク】** ソフトバンクの南川でございます。御指摘の件でございますが、我々としては、ガイドラインの接続会計規則別表3で、費目ごとに、共通のものがあつた場合にどういう配賦基準を使うかというのが、1つに限定されているものもあれば、複数に選択肢のあるものがございますけれども、その中で算定を行っておりますので、あえてそれを算定根拠等で明記するまでの必要はないのではないかという趣旨で御回答させていただきました。

**【関口構成員】** ありがとうございます。現行のガイドラインに準拠しているという点で、多分、御回答は正解だと思うんですけれども、そもそもガイドラインそのものの扱いがもう少し詳細な情報提供をしないと、透明性確保には結びつかないように思うのですが、その点はいかがでしょうか。

【ソフトバンク】 先ほども申し上げたように、ガイドラインで配賦基準とかは幾つか例示されているので、その中の範囲であれば透明性は確保されているのかと解釈しております。また、必要に応じて何かそれ以外のものを使っているとかいうことがあれば、必要に応じて説明することが可能と考えています。

【関口構成員】 どうもありがとうございました。私からは以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

コメントに近いことになります。ソフトバンクは、思ったより1つ1つ丁寧に数字も挙げて説明いただいていると思います。まだ全て理解はしてないのですが、初め3ページかを見たときに、疑念があればその都度言ってくださいとあり、疑念という言葉について、私にとっては少々挑戦的な言葉と受け止めました。私は疑念があるので質問しているのではなく、ソフトバンクを信頼しているのでさらに理解深めるために、質問しているつもりです。

私としてはもう少し理解を深める必要があると思いますので、質問等の機会がありましたら、ぜひ前向きに答えて必要なデータを示して頂ければと思います。以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。もしほかになれば、次に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。ソフトバンク様、どうもありがとうございました。

【ソフトバンク】 ありがとうございました。失礼いたします。

【辻座長】 構成員の皆さんには、また事業者の方の入替えがありますので、しばらくお待ちください。

(ヒアリング対象者入れ替え)

【辻座長】 それでは、MVNO委員会様、よろしくをお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 それでは、テレコムサービス協会の佐々木から、本日御説明をさせていただきます。まず、本日はこのような機会を頂きありがとうございます。資料を用いての説明に入る前に、3点御要望を申し上げたいと思っております。

まず第1点目でございますけれども、将来原価方式における予測接続料の算定の適正性についてでございます。一部のMNOさんの予測接続料につきましては、これまでの接続料のトレンドから大きく外れているということで、これまでの接続料の算定の適正性につ

いて、いまだ不十分な点があったのではないかと考えられるかと思っております。予測接続料の算定方法、また今後の確定接続料の算定においても、改めて適正性の向上に向けた検証を深めていくことをぜひともお願いしたいと思っております。

続きまして、将来原価方式における予測接続料の算定方法に関するMVNOへの情報開示についてでございます。情報開示によりMVNOがあり得べき乖離の程度を自らの手である程度予測できるということが、この問題にとっては非常に重要ではないかと考えております。既にMVNO各社はMNOからの乖離情報を基に、あり得べき乖離の程度の予想に着手していると考えておりますが、MVNOからは開示情報が十分ではないというような声も聞こえてきております。MVNOが安心して事業に取り組めるよう、算定方法やその根拠となる数字に関する情報開示のさらなる拡充に向けて、議論をお願いしたいと考えております。

最後に、生じること自体が不可避である乖離についてでございますが、MVNOが専ら懸念しているのは目先のキャッシュフローではなく、乖離が生じ得る事業へのPLの影響でありまして、MVNOがいかにそれを早く知り得るかが影響を小さくするために重要であると考えております。変化のある需要であれ、利益であれ、MNOにとって既知であって、MVNOが知らない情報があるとすれば、MVNOがMNOと同等の予見性を持って事業を行える環境をつくるという将来原価方式の導入目的が達成されないとも考えておりますので、ぜひとも将来原価方式の基本に立ち返っての議論を今回お願いできればと考えております。

それでは、資料に基づきまして、当協会の金丸から御説明を差し上げます。

テレコムサービス協会、金丸でございます。

では、資料の説明をさせていただきます。まず、1ページ目でございます。予測値の算定方法の適正性向上のうち、見込みの適切な反映についてでございますが、①から③につきましては、予測接続料の適正性向上等に資すると考えますので、それぞれ二種指定事業者に対して求めることに賛同いたします。

今後の進め方ですが、④に記載のとおり、まずは総務省にて精緻に比較・検証いただいた上で、審議会への報告等を通じて、有識者を交えてさらに検証いただくことが適切と考えております。また、検証結果等につきましては、可能な限りMVNOに開示いただくように強く要望したいと思います。

次に2ページ目、利潤における予測値の算定方法についてでございます。まずは利潤の

予測について、どの程度影響を生じるかについて検証することが必要であろうと考えております。

続きまして3ページ目、MVNOへの情報開示についてでございます。①に記載してありますとおり、情報開示は二種指定事業者とMVNO個社間でのやり取りとなりますので、当協会はその内容を知る立場にありませんが、一部MVNOに確認した範囲では、十分かどうか判断できないとの声がございました。

開示内容につきましては、今後の検証結果次第かもしれませんが、②に記載のとおり、一種指定制度でなされているような情報開示を目指して検討をお願いしたいと思います。具体的な内容は後ほど御紹介いたします。

最後、3点目でございます。3年度分の予測接続料が提出されたことの評価でございますが、MVNOの予見性向上に寄与するものであったと考えますので、この研究会、それから二指定事業者の皆様、総務省の皆様の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。ただ、現時点では予測と実績の乖離がどの程度生じるか分からない状況ですので、予見性が高まったか否かの評価はこれからとの認識でございます。

次に4ページ目です。先ほど申し上げた、目指していただきたい情報開示内容の例示でございます。一種指定制度と同様に、費目ごとに算定の基となる値、算式、予測に用いたパラメーターといったものが開示されることが必要との考えでございます。

続きまして5ページ目、実績が予測を上回った場合の措置についてでございます。まず、何より予測と実績の乖離を極小化することが重要と考えております。その上で①のように、分割払いなど、二種指定事業者において柔軟に対応いただけるということは、キャッシュフロー軽減に寄与すると考えております。

次に②ですが、不測の事態が生じた場合、これについては既に講じていただいている措置だけでは十分に対処できないと考えておりますので、予測接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報を頂くことが重要と考えております。また、先ほど佐々木からもありましたが、MVNOにとっては、事業収支における影響把握が最も重要ですので、平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、適時かつ具体的に情報提供を頂くことを強く要望したいと思います。例えばそれぞれ四半期決算時に精緻に事業評価をされていると思いますので、それを基にすれば、接続料水準がどの程度上下するか、提示いただくことが可能なのではないかと考える次第でございます。

次に6ページ目、先ほどの続きですが、仮に予測と実績の乖離による差額を調整する場

合は、精算による調整が望ましいと考えております。また、差額を調整するに当たっては、差額が生じた具体的な理由を開示いただくことが不可欠と考えておりますので、二種指定事業者の対応について引き続き注視いただくようお願いしたいと思います。

なお、MVNOにとっては追加の支払いが生じると厳しいですが、支払いが想定より少ない場合も、本来であればユーザー還元できたようなものができなかったみたいに、好ましい状況ではございません。そういったことを踏まえて、何度も申し上げますが、予測と実績の乖離を極小化することが何よりも重要と考えておりますので、御留意いただきたいと思っております。

続きまして7ページ目、5G接続料の適正性向上についてでございます。第32回研究会におきまして提示された内容以外に、具体的な数値等の情報開示がございませんので、引き続き、4G・5G一体接続料を設定することの是非を判断することは困難と考えております。MVNOの経営に大きな影響を及ぼし得るレベルにあるかどうか等につきましては、本研究会、総務省にて慎重に検証・判断いただければと思っております。

2つ目のポツですが、5Gの影響についての説明は、これも二種指定事業者とMVNO個社間でのやり取りとなりますので、当委員会としてその内容について知る立場にありませんが、一部MVNOなどに確認したところ、十分とは言い難いとの声がありました。例えば4G・5G一体接続料と、4G単独接続料との差につきまして、その比率等を開示いただければすっきりするのではないかと考えております。

最後8ページ目、原価の適正性向上についてです。まず1つ目についてですが、第32回研究会にて、事業者によって控除率に差異があるとの提示がございましたが、これについて接続料算定の適正性の観点から問題はないか、検討することが必要であろうと考えております。

最後、②、③につきましては、接続料算定の適正性を一層確保する観点から、御提示の内容に賛同したいと思います。

MVNO委員会からの資料説明は以上でございます。ありがとうございました。

**【辻座長】** どうも御説明ありがとうございました。

それでは、同じようにまた構成員の皆様から、御質問、コメントをお願いしたいと思います。御発言、あるいはチャットでも結構ですので、お知らせください。ございませんか。

そうしたら、私から1点お願いしたいのですが、最後のほうで協会が関わられることと、MVNOの個社がそれぞれMNOと対応される点がございました。個社に任せているから、

協会としては関知しないという御発言がありましたけれども、これは予見可能性とかいうような話になりますと、個々のMVNOさんがMNOと交渉したら、あるいは交渉、力が弱いから、私は協会として予見可能性を高めるような投資的な力というんですか、そういうのも持たれているように思いましたが、個社に任せておると、協会が取り組まれる何か判断の基準みたいなものはございますか。

**【テレコムサービス協会】** それでは、佐々木からお答えいたします。まず基本的に、MNOさんとMVNOの間でNDAに触れるような情報がある場合につきましては、協会としては、そのNDAによってプロテクトされた情報については我々がアクセスすることはできないというところが、大原則という形になっております。例えばMNOから何らかの情報開示がなされたときに、その情報を基にどのように事業の将来予測をしていくか、強気に予測するのか、弱気に予測するのか等については、これは当然、各MVNO個社の判断という形になりますので、当協会から何かしらそういったことに直接取り組んでいくということはないものと考えております。

協会のほうが考えているのは、全体的なスキームとして、MVNOがそういった将来の予測とか予見性を高めていくために、情報開示のルールとかいったものを定めていくと。個別の協議につきましては個社で対応する形になるかと思っておりますが、予見性向上のための全体的なスキームについては、個社でばらばらに取り組むよりも、協会を通して統一的にこういったものを開示されることが望ましいとか、こういった情報については、各社が未来を予測するために当然必要ではないかといったようなことをこの研究会等において御発言させていただくというのが、当協会の役割になろうかと思えます。

お答えになっておりますか。

**【辻座長】** ありがとうございます。結構でございます。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

**【相田座長代理】** 相田です。資料で言いますと5ページの②に当たるわけですがけれども、今回の新型コロナのような場合に、先ほど四半期実績で分かるのではないかとおっしゃったんですけれども、逆に接続料は年度単位で決まっているので、第1四半期はすごくへこんだけれども、第2四半期、第3四半期で取り戻すのではないかとか、逆に第2四半期、第3四半期にまた影響を引きずるだろうとか、結局、年度たってどうなるかというのはなかなか予測が難しいということになるんじゃないかと思うのですが、その辺りについて何か意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

【辻座長】 お願いいたします。

【テレコムサービス協会】 引き続き佐々木から御回答させていただきます。例えば第1四半期、今回はコロナのいろいろな影響がありますけれども、こういった影響についてMNOさんで何かしらお分かりになっていることがある。例えばどれぐらい需要がへこんだとか、四半期に関する話であっても、もしMNOさんで何かしら情報が得られているのであれば、そういった情報については、MVNOがこれを知らないということになると、当然、MNOとMVNOが同等の予見性を持っているとは言い難いのではないかとということでございます。その後、例えば第2四半期から第4四半期で取り返せるのかどうかは未来の予測になりますので、MNOの予測が必ずしも我々の予測と同じではない可能性もあります。例えばMNOさんが強気に予測し、あるMVNOが非常に弱気に予測するということは当然あり得る話ですので、こういったことについてまでMNOさんが、例えば我々はどう見ているかということについて全てをMVNOに対して、もちろん開示いただけるのは大変ありがたいですけれども、必ずしも我々はそれに縛られることではないと思っております。

実績、もう過去のことですね。過ぎたことについては、MNOさんは当然四半期ごとにそういった情報取りまとめ、それをもって何かしら次の四半期、あるいはその期の残りの部分についてどういう事業展開をしていくかについては、ある程度内部でおまとめになられているのではないかと。そういった情報について、接続料算定のシーズンまで、MVNOには一切伏せておくということになると、これは将来原価方式の考え方からすると大変問題があるのではないかと考えております。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほかございませんか。

ないようでしたら、今日のヒアリングは、一旦終了させていただきます。御出席どうもありがとうございました。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。

(ヒアリング対象者退室)

【辻座長】 そうしたら、残りの時間で全体を通して構成員の皆様と意見交換を行いたいと思いますので、また御発言があります場合には、発言あるいはチャットでお願いしたいと思います。どなたでも結構でございます。

いろいろプレゼンテーションをされましたけれども、当初の目的としているMVNOの

予見可能性に資するような情報開示という点について、MNOの御回答がありました、なかなかハードルが高いような印象がしますが、今後議論して、できるところから情報公開となるように持っていきたいと思えます。

それでは、佐藤構成員、御発言をお願いいたします。

**【佐藤構成員】** 佐藤です。ありがとうございます。

コメントになります。まずコストについては、少しずつ分かってきたところですが、まだまだ分からないところもあります。改めて数字を比較できるようにして見ていく必要があるので、全部はできないので、減価償却費、施設保全費とか幾つか大きなところだけ、もう少し理解を深めるために情報を頂いて検証していきたいと思えます。その辺の仕分を事務局含めて、我々の議論も含めて、論点を少し絞って仕事をしたいと思えます。

それから、予見可能性というのが、ビジネスとしては大事なキーワードになっています。そういう意味では、当初の予想が当たるかどうかということの可能性と同時に、先ほどのように途中で前提が崩れて予測値が外れるような状況が起こりうる時に、どういう段階でどういう情報を出していくかというのは、予見性という意味ではもう一つの課題であろうと思えます。

私も、そんな大きな企業ではないですが、500か600くらいの店舗で、子会社も5つ、6つ、7つあるようなところで仕事をします。そういう意味では、3月になると次年度の事業予算を作るので、企業は事業計画を作り、それに基づき予算を作っています。今年の段階で言うと、3月からコロナの話があってある程度事業を、例えば何々業態は需要想定を4割落として、どういう形で当面の予測を作るかみたいなことをします。企業は必ずある程度想定できる影響に配慮して予算を作り直して、2か月、4か月、半期の、そういう形で事業を動かしています。だから、全くないわけではないというのが私の感覚です。

ただ、そこには不確実性があるので、多分、情報をどういうふうに出すとどんな理解の仕方をされるのか心配になる・困るという懸念。何か情報を出すとなれば不安があるし、出すインセンティブもないということもあると思えます。そういうことで「分かりません」という答えになっているように思うんです。こういう大きな予見性が崩れるような状況が起こり得る場合にはどう対処するか、総務省に何らかの報告をするのかも含めて、大事な議論テーマの1つだと思えます。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。確かに重要な点だと思えます。

ほかは御意見ございませんか。

今の佐藤構成員が社内取締役でやっておられるところの話をお伺いしましたけれども、確かに企業の中では、年度末になりますと次年度の予測をされますからいろいろな情報が出てきますが、それを企業の外に出すのと、自分らで集めるというのは別です。開示する財務諸表とかでも、あるいは四半期の決算等々でも、本当のことが分からないように、しかしデュープロセスはきちっと守っているような、そういうのが出されるのが多いです。

ですから、普通の大きい会社でも、起こったこと、予測したことをみんな対外的に出されないものだから、特にこのような競争の激しい、顔が見えて、競争される場所では、なおさら分かったことをそのまま出すということは非常に考えにくいから、その分だけ我々のほうも、できるだけ予見可能性に資するような情報を出してもらうような仕組みを考えていかないといけないと思いました。

これは私見でございますが、ほかどなたでも結構ですので、御意見をお願いしたいと思います。

そうしたら、もう1点はMNOの方々は今、一種指定事業者における情報公開ですか、総務省が求められるような情報はこれぐらいにとどめてほしいというような意見があって、それを超えるものについては非常に抵抗感が強くて、皆さん方、拒否的な考えでした。一種の事業者に求めておられる情報公開と、携帯の場合、それを超えてそれ以上のものが要するというものがあつた場合にそれなりの理論武装がないと、MNOの方々も、一種でも出していないものをなぜ二種で出すのかという論点が出てくると思いますので、我々はそれも若干念頭に置く必要があるのかという印象を受けました。

ほかにごございませんか。

そうしたら、時間的なものがありますので、もし追加的な質問とかコメントがございましたら、いつものようにお受けしていますので、そこで述べていただいても結構です。追加的な質問、コメント等は、6月24日水曜日までにメール等で事務局までお寄せいただければありがたいと思います。

特段御発言がなければ、最後に次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

**【茅野料金サービス課課長補佐】** 事務局、茅野でございます。本日はありがとうございました。

次回会合ですけれども6月30日火曜日、13時からの開催を予定してございます。詳

細につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げるとともに、ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は終了いたしました。これをもちまして、第33回接続料委員会を終了したいと思います。どうも皆さんありがとうございました。

以上